

令和 6 年第 3 回瑞穂市議会定例会追加提出議案

追加提出 令和 6 年 9 月 2 7 日

行政報告

報告第 1 8 号 専決処分の報告について（損害賠償その 3）

報告第 1 9 号 専決処分の報告について（損害賠償その 4）

報告第 2 0 号 専決処分の報告について（損害賠償その 5）

報告第 2 1 号 専決処分の報告について（損害賠償その 6）

報告第 2 2 号 専決処分の報告について（損害賠償その 7）

報告第 18 号

専決処分の報告について（損害賠償その 3）

街路樹からの落下枝が原因で発生した車両損傷事故につき、和解し、損害賠償の額を定めることについて地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 27 日提出

瑞穂市長 森 和 之

報告理由

令和 6 年 5 月 29 日午前 7 時 45 分頃、瑞穂市別府 330 番地 1 地先の街路樹の枯れ枝が、当該街路樹の下に植栽に落下し、市道 3-1 号線の通行車線に飛び出たため、走行中の相手方の自家用車両が接触し、車両側面を損傷した事故について和解し、損害賠償の額を定めることにつき専決処分したもの。

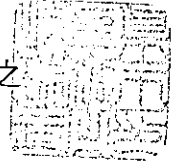
専決第13号

専 決 処 分 書

令和6年5月29日の瑞穂市別府330番地1地先の街路樹からの落下枝が原因で発生した車両損傷事故につき、和解し、損害賠償の額を定めることについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和6年9月10日

瑞穂市長 森 和 之



1 相手方

瑞穂市十九条



2 事故の概要

令和6年5月29日午前7時45分頃、瑞穂市別府330番地1地先の街路樹の枯れ枝が、当該街路樹の下に植栽に落下し、市道3-1号線の通行車線に飛び出たため、走行中の相手方の自家用車両が接触し、車両側面を損傷したものの。

3 和解の内容

相手方の修繕費272,943円全額を市側が支払うものとする。

報告第 19 号

専決処分の報告について（損害賠償その 4）

街路樹からの落下枝が原因で発生した車両損傷事故につき、和解し、損害賠償の額を定めることについて地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 27 日提出

瑞穂市長 森 和 之

報告理由

令和 6 年 5 月 29 日午前 7 時 50 分頃、瑞穂市別府 330 番地 1 地先の街路樹の枯れ枝が、当該街路樹の下に植栽に落下し、市道 3-1 号線の通行車線に飛び出たため、走行中の相手方の自家用車両が接触し、車両側面を損傷した事故について和解し、損害賠償の額を定めることにつき専決処分したもの。

専決第14号

専 決 処 分 書

令和6年5月29日の瑞穂市別府330番地1地先の街路樹からの落下枝が原因で発生した車両損傷事故につき、和解し、損害賠償の額を定めることについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和6年9月10日

瑞穂市長 森 和 之



1 相手方

瑞穂市稲里410番地1

ジーネクスト株式会社

2 事故の概要

令和6年5月29日午前7時50分頃、瑞穂市別府330番地1地先の街路樹の枯れ枝が、当該街路樹の下に植栽に落下し、市道3-1号線の通行車線に飛び出たため、走行中の相手方の自家用車両が接触し、車両側面を損傷したものの。

3 和解の内容

相手方の修繕費114,235円全額を市側が支払うものとする。

報告第 20 号

専決処分の報告について（損害賠償その 5）

街路樹からの落下枝が原因で発生した車両損傷事故につき、和解し、損害賠償の額を定めることについて地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 27 日提出

瑞穂市長 森 和 之

報告理由

令和 6 年 5 月 29 日午前 8 時 00 分頃、瑞穂市別府 330 番地 1 地先の街路樹の枯れ枝が、当該街路樹の下の植栽に落下し、市道 3-1 号線の通行車線に飛び出たため、走行中の相手方の自家用車両が接触し、車両側面を損傷した事故について和解し、損害賠償の額を定めることにつき専決処分したもの。

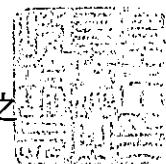
専決第15号

専 決 処 分 書

令和6年5月29日の瑞穂市別府330番地1地先の街路樹からの落下枝が原因で発生した車両損傷事故につき、和解し、損害賠償の額を定めることについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和6年9月10日

瑞穂市長 森 和 之



1 相手方

岐阜県揖斐郡大野町西方

2 事故の概要

令和6年5月29日午前8時00分頃、瑞穂市別府330番地1地先の街路樹の枯れ枝が、当該街路樹の下に植栽に落下し、市道3-1号線の通行車線に飛び出たため、走行中の相手方の自家用車両が接触し、車両側面を損傷したものの。

3 和解の内容

相手方の修繕費583,000円全額を市側が支払うものとする。

報告第 2 1 号

専決処分の報告について（損害賠償その 6）

道路上に飛散していた舗装殻が原因で発生した車両損傷事故につき、和解し、損害賠償の額を定めることについて地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 2 7 日提出

瑞穂市長 森 和 之

報告理由

令和 6 年 5 月 3 0 日午前 7 時 3 0 分頃、瑞穂市牛牧 9 2 9 番地 6 地先の市道 3 - 3 号線上に穴が原因の舗装殻が飛散していたため、当該道路を走行中の車両が当該舗装殻を跳ね、相手方の自家用車両後方を損傷した事故について和解し、損害賠償の額を定めることにつき専決処分したもの。

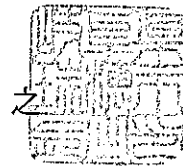
専決第16号

専 決 処 分 書

令和6年5月30日の瑞穂市牛牧929番地6地先の市道3-3号線上に飛散していた舗装殻が原因で発生した車両損傷事故につき、和解し、損害賠償の額を定めることについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和6年9月12日

瑞穂市長 森 和



1 相手方

瑞穂市牛牧

2 事故の概要

令和6年5月30日午前7時30分頃、瑞穂市牛牧929番地6地先の市道3-3号線上に穴が原因の舗装殻が飛散していたため、当該道路を走行中の車両が当該舗装殻を跳ね、相手方の自家用車両後方を損傷したものの。

3 和解の内容

相手方の修繕費34,276円全額を市側が支払うものとする。

報告第 2 2 号

専決処分の報告について（損害賠償その 7）

公用車による物損事故につき、和解し、損害賠償の額を定めることについて
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処
分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 2 7 日提出

瑞穂市長 森 和 之

報告理由

令和 6 年 7 月 1 0 日午前 9 時 2 5 分頃、瑞穂市只越 1 0 3 0 番地 3 8 地先に
おいて、公用車が露天駐車場から市道 2 - 1 0 3 号線に後ろ向きに出庫する際、
当該公用車の後部左側と西進していた相手方の車両の前部左側が接触した事故
について、市の過失割合を 8 割として損害賠償の額を定めることにつき専決処
分したもの。

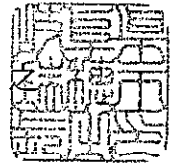
専決第17号

専 決 処 分 書

令和6年7月10日の瑞穂市只越1030番地38地先における公用車による事故につき、和解し、損害賠償の額を定めることについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和6年9月12日

瑞穂市長 森 和



1 相手方

瑞穂市只越

2 事故の概要

令和6年7月10日午前9時25分頃、公用車が露天駐車場から市道2-103号線に後ろ向きに出庫する際、公用車の後部左側と西進していた相手方の車両の前部左側が接触したものの。

3 和解の内容

相手方の修繕費等1,263,482円のうち、市側が1,010,786円を支払うものとする。